

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成29年6月23日
【会社名】	内海造船株式会社
【英訳名】	Naikai Zosen Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 川路 道博
【本店の所在の場所】	広島県尾道市瀬戸田町沢226番地の6
【電話番号】	(0845)27-2111
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員管理本部長 原 耕作
【最寄りの連絡場所】	広島県尾道市瀬戸田町沢226番地の6
【電話番号】	(0845)27-2111
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員管理本部長 原 耕作
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 内海造船株式会社東京支社 (東京都品川区南大井六丁目26番3号(大森ベルポートD館)) 内海造船株式会社大阪支社 (大阪府大阪市此花区西九条五丁目3番28号(ナインティビル))

1【提出理由】

平成29年6月22日開催の当社第92回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金2円

第2号議案 株式併合の件

当社普通株式について、10株を1株に併合いたします。なお、株式併合後の発行済株式総数は2,253,000株となります。また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

上記の における発行可能株式総数

8,000,000株

第3号議案 定款一部変更の件

第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るために、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定されている発行可能株式総数を80,000,000株から8,000,000株に変更するものであります。

同じく第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、現行定款第8条（単元株式数）に規定されている当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

現行定款第6条（発行可能株式総数）および第8条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、単元未満株式の権利を限定する規定を新設するものであります。

インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネット開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役として、川路 道博、濱田 哲、表 正和、原 耕作、鶴岡信三、桑原 道並びに若野 晃一を選任する。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役として、越智 宗並びに廣田 亨を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	4,519	4	-	（注）1	可決 99.96
第2号議案	4,510	13	-	（注）2	可決 99.88
第3号議案	4,515	8	-	（注）2	可決 99.93
第4号議案				（注）3	
川路 道博	4,489	34	-		可決 99.70
濱田 哲	4,516	7	-		可決 99.94
表 正和	4,514	9	-		可決 99.92
原 耕作	4,516	7	-		可決 99.94
鶴岡 信三	4,516	7	-		可決 99.94
桑原 道	4,409	114	-		可決 98.98
若野 晃一	4,514	9	-		可決 99.92
第5号議案				（注）3	
越智 宗	4,517	6	-		可決 99.95
廣田 亨	4,410	113	-		可決 98.99

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上